

「市町村子ども家庭支援指針（仮称）」（素案）目次・新旧対照表（案）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>市町村子ども家庭支援指針（仮称）</u></p> <p>第1章 市町村における<u>子ども家庭支援</u>の基本</p> <p>第1節 児童福祉法の理念及び市町村の<u>子ども家庭支援</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法の理念 2. 市町村の<u>子ども家庭支援</u> <p>第2節 市町村における<u>子ども家庭支援</u>の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的考え方 <u>2. 市町村に求められる機能</u> <u>3. 市町村と都道府県の協働・連携・役割分担の基本的考え方</u> <p>第3節 市町村における<u>子ども家庭支援</u>に求められる<u>専門性</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>基本的考え方（子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底を含む。）</u> 2. <u>知識（家庭全体の問題としての把握を含む。）</u> 3. <u>技術（子ども家庭支援に対する姿勢、初期対応や早期対応の重要性を含む。）</u> 4. <u>態度</u> <p>第4節 <u>市町村における必要な支援を行うための拠点の整備</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>支援拠点の設置趣旨</u> 2. <u>支援拠点の実施主体</u> <p>第5節 <u>要保護児童対策地域協議会の役割・機能</u></p> <p>第2章 <u>子ども家庭支援</u>における市町村の具体的な<u>業務</u></p> <p>第1節 <u>支援対象（年齢要件、管轄を含む。）</u></p>	<p style="text-align: center;">市町村児童家庭相談援助指針</p> <p>第1章 市町村における児童家庭相談援助の基本</p> <p>第1節 児童福祉法の理念及び市町村の児童家庭相談援助</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童福祉法の理念 2. 市町村の児童家庭相談援助 <p>第2節 市町村における児童家庭相談援助の基本（市町村と都道府県の役割分担）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的考え方 2. 都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方 <p>第3節 市町村における児童家庭相談援助に求められる基本的態度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの最善の利益の尊重・子どもの安全の確保の徹底 2. 児童家庭相談に対する姿勢 3. 家庭全体の問題としての把握 4. 初期対応や早期対応の重要性 5. 児童家庭相談援助の体制 <p>第4節 児童家庭相談援助の流れ</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 予防・早期発見に視点を置いた市町村活動の推進</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 <u>子ども家庭支援全般に係る業務</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>実情の把握</u> 2. <u>情報の提供</u> 3. <u>相談等への対応（通告、関係機関等からの情報提供、児童相談所からの送致及び通知への対応を含む。）</u> 4. <u>児童記録票の作成</u> 5. <u>受理会議（緊急受理会議）</u> 6. <u>総合調整</u> <p>第3節 <u>要支援児童及び要保護児童等への支援業務</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>危機判断とその対応</u> 2. <u>調査</u> 3. <u>アセスメント（ケース検討会議を含む。）</u> 4. <u>支援計画の作成等</u> 5. <u>支援及び指導等</u> 6. <u>都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けて対応するもの</u> <p>第4節 <u>関係機関との連絡調整</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>関係機関との連携の重要性</u> 2. <u>要保護児童対策地域協議会の活用</u> 3. <u>児童相談所との協働、連携の必要性</u> 4. <u>他関係機関、地域協議会等との連携</u> <p>第5節 <u>その他の必要な支援</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>一時保護又は施設入所等の措置解除後の支援（アフターケア）（入所児童等に関する状況の把握を含む。）</u> 2. <u>里親、養子縁組家庭への支援</u> 	<p>第2節 相談・通告への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談・通告の受付 2. 年齢要件 3. 管轄 4. 相談・通告時における対応 5. 相談・通告後の対応 6. 児童記録票の作成 7. 受理会議（緊急受理会議） <p>第3節 調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査の意義 2. 子どもの安全の確認 3. 調査担当者 4. 調査の開始 5. 調査事項 6. 調査の方法 7. 調査における留意事項 8. 調査内容及び調査所見の記録 <p>第4節 援助方針の決定、援助の実施、再評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 援助方針 2. ケース検討会議 <p>第5節 相談援助活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談援助活動の内容 <p>第6節 施設退所後の相談・支援（アフターケア）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アフターケアの概要 2. 市町村が行うアフターケア 3. 児童相談所等が行うアフターケアへの協力

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 相談種別ごとの対応における留意事項</p> <p>第1節 <u>子ども家庭相談対応に当たっての留意事項</u></p> <p>第2節 <u>育成等</u>相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て相談 (<u>育児・しつけ相談</u>) 等 2. 不登校 3. ひきこもり 4. <u>いじめ</u> <p>第3節 養護相談 (虐待相談を除く。)</p> <p>第4節 <u>虐待</u>相談</p> <p>第5節 非行相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不良行為相談 2. ぐ犯相談 3. 触法相談の場合 <p>第6節 <u>障害</u>相談</p> <p>第7節 保健相談</p> <p>第8節 <u>その他の</u>相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>棄児、迷子に関する相談</u> 2. <u>児童買春等の被害に関する相談</u> 3. <u>特定妊婦に関する相談</u> <p>第4章 都道府県（児童相談所）との関係</p> <p>第1節 児童相談所の概要</p> <p>第2節 市町村と都道府県（児童相談所）の<u>協働・連携・役割分担</u></p>	<p>4. 施設等が行うアフターケアへの協力</p> <p>第3章 相談種別ごとの対応における留意事項</p> <p>第1節 虐待相談</p> <p>第2節 棄児、迷子に関する相談</p> <p>第3節 養護相談 (虐待相談を除く。)</p> <p>第4節 障害相談</p> <p>第5節 非行相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不良行為相談 2. ぐ犯相談 3. 触法相談の場合 <p>第6節 育成相談</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 育児・しつけ相談 (子育て相談) 等 2. 不登校 3. ひきこもり <p>第7節 保健相談</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節 関係機関との連携の重要性</p> <p>第2節 都道府県（児童相談所）との関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第3節 都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応</u></p> <p><u>第4節 児童福祉審議会における子どもの権利擁護</u></p> <p><u>第5節 都道府県（児童相談所）の支援</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童相談所の概要 2. 市町村と都道府県（児童相談所）の役割分担・連携 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の概要 2. 家庭児童相談室の概要 3. 主な連携事項及び留意点 第4節 学校、教育委員会等との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 2. 教育委員会等との関係 第5節 保育所との関係 第6節 保健所・市町村保健センターとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 保健所の概要 2. 市町村保健センターの概要 3. 保健所、市町村保健センター等との連携 第7節（主任）児童委員との関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 児童委員の概要 2. 主任児童委員の概要 3. 主な連携事項 第8節 児童家庭支援センターとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 児童家庭支援センターの概要 2. 児童家庭支援センターの業務 3. 主な連携事項 第9節 知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所並びに発達障害者支援センターとの関係 <ul style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者更生相談所との関係 2. 身体障害者更生相談所との関係 3. 発達障害者支援センターとの関係 第10節 児童福祉施設との関係

改正後	改正前
<p>第5章 関係機関、<u>地域協議会等</u>との連携</p> <p>第1節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉事務所の概要 2. 家庭児童相談室の概要 3. 主な連携事項及び留意点 <p>第2節 <u>子育て世代包括支援センターとの関係</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>子育て世代包括支援センターの概要</u> 2. <u>主な連携事項及び留意点</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 助産、母子保護、保育の実施 2. 子育て支援事業の実施 3. 児童福祉施設における相談援助業務 4. 児童福祉施設に関する状況の把握 5. 入所児童等に関する状況の把握 <p>第11節 里親との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 里親の概要 2. 主な連携事項 <p>第12節 自立援助ホームとの関係</p> <p>第13節 警察との関係</p> <p>第14節 医療機関との関係</p> <p>第15節 婦人相談所との関係</p> <p>第16節 配偶者暴力相談支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け 2. 配偶者からの暴力の被害者の子どもの保護における連携 <p>第17節 法務局、人権擁護委員との関係</p> <p>第18節 民間団体との関係</p> <p>第19節 公共職業安定所との関係</p> <p>第20節 社会福祉協議会との関係</p> <p>第5章 統計</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 学校、教育委員会等との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係 2. 教育委員会等との関係 <p>第4節 保育所、<u>幼保連携型認定こども園</u>との関係</p> <p>第5節 保健所、<u>市町村保健センター</u>との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健所の概要 2. 市町村保健センターの概要 3. <u>主な連携事項及び留意点</u> <p>第6節 <u>子ども・子育て支援事業</u>との関係</p> <p>第7節 <u>民生・児童委員（主任児童委員）</u>との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>民生・児童委員</u>の概要 2. 主任児童委員の概要 3. 主な連携事項<u>及び留意点</u> <p>第8節 児童家庭支援センターとの関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童家庭支援センターの概要 2. 児童家庭支援センターの業務 3. 主な連携事項<u>及び留意点</u> <p>第9節 知的障害者更生相談所、<u>身体障害者更生相談所</u>、<u>障害児支援実施事業所</u><u>及び発達障害者支援センター</u>との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的障害者更生相談所との関係 2. 身体障害者更生相談所との関係 3. <u>障害児支援実施事業所との関係</u> 4. 発達障害者支援センターとの関係 <p>第10節 <u>児童福祉施設（保育所、児童家庭支援センター等を除く。）</u>との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 助産<u>及び</u>母子保護の実施 <u>2.</u> 児童福祉施設における相談援助業務 <u>3.</u> 児童福祉施設に関する状況の把握 	

改 正 後	改 正 前
<p>第 11 節 <u>里親、養子縁組家庭との関係</u></p> <p>1. 里親の概要</p> <p>2. <u>養子縁組家庭の概要</u></p> <p>3. <u>主な連携事項及び留意点</u></p> <p>第 12 節 <u>自立援助ホームとの関係</u></p> <p>1. <u>自立援助ホームの概要</u></p> <p>2. <u>主な連携事項及び留意点</u></p> <p>第 13 節 <u>子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションとの関係</u></p> <p>1. <u>子ども・若者総合相談センターの概要</u></p> <p>2. <u>地域若者サポートステーションの概要</u></p> <p>3. <u>主な連携事項及び留意点</u></p> <p>第 14 節 <u>警察等との関係</u></p> <p>第 15 節 <u>医療機関との関係</u></p> <p>第 16 節 <u>婦人相談所との関係</u></p> <p>第 17 節 <u>配偶者暴力相談支援センターとの関係</u></p> <p>1. <u>配偶者暴力相談支援センターの概要</u></p> <p>2. <u>主な連携事項及び留意点</u></p> <p>第 18 節 <u>法務局、人権擁護委員との関係</u></p> <p>第 19 節 <u>民間団体との関係</u></p> <p>第 20 節 <u>公共職業安定所との関係</u></p> <p>第 21 節 <u>社会福祉協議会との関係</u></p> <p>第 22 節 <u>各種地域協議会との関係</u></p> <p>第 23 節 <u>庁内の関係部局との関係</u></p> <p>第 6 章 <u>子ども家庭支援における市町村の体制</u></p> <p>第 1 節 <u>支援拠点の類型</u></p> <p>第 2 節 <u>職員配置等</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p> <u>1. 主な職員</u> <u>2. 主な職務、資格等</u> <u>3. 配置人員等</u> 第3節 人材育成 </p> <p> <u>第7章 子ども家庭支援における市町村の設備、器具、統計、検証</u> 第1節 設備等 第2節 器具等 第3節 統計 第4節 検証 </p>	